

河内長野市人権施策基本方針

平成 18(2006)年9月

河 内 長 野 市

(平成 28(2016)年 3 月一部改訂)
(令和 3(2021)年 11 月一部改訂)

目 次

はじめに	1
第1章 人権をめぐる国内外の状況	2
1. 国内外の人権尊重の潮流	2
2. 河内長野市におけるこれまでの取り組み	3
第2章 人権施策の基本理念	5
第3章 人権施策の基本方向	7
1. 基本的視点	7
2. 施策の基本方向	8
(1) 人権教育・啓発の推進	8
(2) 指導者の養成	9
(3) 市民や企業等の主体的な活動の支援	9
(4) 情報の収集・提供機能の充実	9
(5) 相談体制の整備とネットワークの構築	10
第4章 取り組み課題	11
(1) 女性の人権問題	11
(2) 子どもの人権問題	11
(3) 高齢者の人権問題	12
(4) 障がい者の人権問題	12
(5) 部落差別（同和問題）	13
(6) 外国人の人権問題	13
(7) 感染症患者などの人権問題	13
(8) 犯罪被害者などの人権問題	14
(9) 情報社会の人権問題	14
(10) 北朝鮮当局による拉致問題	14
(11) 性的マイノリティの人権問題	14
(12) さまざまな人権問題	15
第5章 推進にあたって	16
1. 庁内の推進体制	16
(1) 総合調整機能の拡充	16
(2) 職員の人権研修の推進	16
2. 国、大阪府、関係機関・団体等との連携	16
3. 市民等との連携	16
用語解説	18

はじめに

20世紀における世界大戦の反省から恒久平和を願って、国連において「世界人権宣言」(注1)が採択され、その後も国際的な人権保障の確立に向け、さまざまな取り組みが進められており、人権の尊重が国際的な潮流になっています。

わが国においても、基本的人権を保障した日本国憲法に基づき、人権に関する諸制度の整備や各施策が実施されてきました。しかしながら女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)、外国人などに加え、近年の社会情勢の進展に伴い、インターネット上での人権侵害など新たな人権にかかわる問題も生じており、人権問題の解決は社会全体の大きな課題となっています。

また、経済のグローバル化、高度情報化などが進み、ものの豊かさから心の豊かさへと人びとの生活意識も変化し、市民のニーズも複雑・多様化し、誰もが社会の一員として責任を自覚し、互いに助け合い、人権を尊重する共生社会の実現が必要不可欠となっています。

自治体行政の目標は、人権行政を市民とともに創造することであり、憲法の理念である平和主義・民主主義・基本的人権の尊重を地域社会で実現させていくことです。そのためにも、あらゆる人権課題の解決に向けての取り組みや対応などを全体の課題として、その解決のために総力を挙げて進めていくシステムづくり、すなわち日常業務をはじめすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していくことが求められています。

このような状況の中、本市においては思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくりを進めるため、「人権に関する施策を推進するための指針となるべき基本方針」について、「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」におきまして、答申をまとめていただきました。

これからの人権行政は、市民ニーズを基礎とし総合行政としていくことが求められており、市民との協働による人権のまちづくりを実現させるため、この答申を踏まえつつ、人権を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進する全庁的な体制の整備と人権尊重の理念を軸とした行政運営をめざして、基本方針を策定しました。

平成18(2006)年9月

河内長野市

(平成28(2016)年3月一部改訂)
(令和3(2021)年11月一部改訂)

第1章 人権をめぐる国内外の状況

1. 国内外の人権尊重の潮流

昭和 23(1948)年に「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」という「世界人権宣言」を採択することで、国際的な憲章を掲げ、その後、国際人権規約（注2）をはじめとして、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など人権に関する条約を採択するとともに、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障がい者年」などの国際年を定めるなど、国際的な人権保障の確立に向けて取り組みが行われてきました。

しかし、このような国連を中心とした努力にもかかわらず、いまだ世界各地において、人権が確立されているとはいえない状況があり、解決していくかなければならない問題が数多く存在しています。

このような状況の中、人権の伸長に向けた国際社会の取り組みをさらに前進させるため、平成 7(1995)年～平成 16(2004)年を「人権教育のための国連 10 年」（注3）とする決議が採択され、平成 16(2004)年 12 月には、引き続き人権教育（注4）を推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択されました。

また、平成 27(2015)年 9 月には、国連の総会にて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) として、持続可能で多様性と包括性のある社会を実現すべく、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されました。この国際目標は、貧困や保健、気候変動等多岐に渡っており、人権に関する目標も多く設定されています。前文でも、「誰一人取り残さないことを誓う」、「すべての人びとの人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と謳われており、人権、ジェンダー、女性の視点が明確に示されています。

国内においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つに掲げた日本国憲法が制定され、国際人権規約をはじめとして、さまざまな人権関連条約が批准されてきました。そして、平成 8(1996)年に人権擁護施策推進法が制定され、同法に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、平成 11(1999)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されました。これに基づき、平成 12(2000)年には、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。さらに、平成 14(2002)年には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成 23(2011)年には「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されました。

その後、国ではさまざまな人権課題を具体的に保障するため、平成 28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「本

邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)を制定するなど、個別の人権課題にかかる法律が整備されました。また、この他にも、「高齢者虐待」、「男女共同参画」、「いじめ防止」など、特に取り組みを進めなければならない課題に関する法律も整備されました。

このように、社会生活のあらゆる場で人権の尊重と確立を図るための制度・法整備が進められているところです。

大阪府においては、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」が策定され、平成10(1998)年には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。そして、同条例に基づき平成13(2001)年に「大阪府人権施策推進基本方針」、さらに、人権教育の取り組みに対する計画として、平成17(2005)年に策定された「大阪府人権教育推進計画」が、平成27(2015)年に改定されるなど、人権尊重の基本理念を基礎に据えたさまざまな行政施策が展開されています。

また、令和元(2019)年には「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)と「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(大阪府性の多様性理解増進条例)が施行され、個別の人権課題ごとの取り組みが進められています。

2. 河内長野市におけるこれまでの取り組み

本市においては、人権意識の高揚を図るための啓発を総合的・効果的に推進するため、昭和57(1982)年に河内長野市人権啓発推進本部を設置し、昭和59(1984)年には、「非核平和都市宣言」を、平成8(1996)年には、「人間尊厳の確立」をめざした「人権擁護都市宣言」を決議し、さらに、同年に策定した「河内長野市第3次総合計画」の中でも「思いやりとやさしさに満ちたまちづくり」を基本施策の大きな目標の一つとして掲げ、以降の本市総合計画においても、常に人権を市政の重要な課題の一つとして位置付け、さまざまな取り組みを進めてきました。

部落差別(同和問題)解決のための「河内長野市同和行政基本方針」、また女性施策としての「河内長野市女性問題行動計画(かわちながの女性プラン)」の策定をはじめ、子ども・高齢者・障がい者などそれぞれの個別の課題について諸施策に取り組むとともに、平成12(2000)年に「人権教育のための国連10年河内長野市行動計画」を策定し、人権教育・啓発の推進に努めています。

そしてこうした取り組みを継承し、発展させることが大切であるとの認識に立って、平成13(2001)年には人権行政の指針とする「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成17(2005)年にはさまざまな事業の推進を通して、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、河内長野市人権啓発推進本部を河内長野市人権施策推進本部へと改組しました。

また同年には、男女共同参画社会の実現をめざした「河内長野市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、福祉の視点から見た住民の生活支援を考えいくための「地域福祉計画」を策定するなど、さまざまな人権施策にかかる取り

組みを進めています。

さらに昭和 54(1979)年、河内長野市人権啓発推進協議会を設立し、地域に密着した市民運動としての活動を展開してきました。

今後はこれまでの取り組みや成果を踏まえ、さらなる人権尊重のまちづくりをめざして設立された「河内長野市人権協会」を中心に、関係諸団体との協力・連携関係を深め、さらに人権施策の推進に努めます。

第2章 人権施策の基本理念

本市においては、人権の尊重を市政運営の重要な柱としてまちづくりに努めてきており、「河内長野市第4次総合計画」においては、「共生共感都市」として、すべての市民が人権を尊重し、より豊かな生活が過ごせるようなまちづくりを進めることを基本目標として取り組んでまいりました。また、第5次総合計画においては、「一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進」を政策の柱の一つと位置づけ、一人ひとりが尊重しあえる思いやりのある関係づくりを図ることをまちづくりの方向としています。

さらに、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」においては、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすこと目的としています。このようなことから、今後、市が進める人権施策の基本理念として、

- 一人ひとり、誰もが尊重されるまちづくり
 - 自分らしく暮らせ、自己実現できるまちづくり
 - ともにふれあい、ともに支えあうまちづくり
- } を目標とし、

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざします。

人権とは、人びとが生存と自由を確保し、その幸福を追求する権利です。すべての人が、人間として等しく持っている市民的権利であり、欠くことのできないものですが、一人ひとりが権利の主体であるという認識が希薄であるともいえます。

人権尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる基本的な問題であり、平和と民主主義を実現するための基礎となるものです。

このため、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、多様性を尊重することが必要であり、自分の権利だけでなく、他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重しあい、誰もが自分らしく暮らせる公平・公正な共生社会を実現していくことが必要です。

すなわち、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会の創造が必要であり、このようなまちづくりを考えたとき、まちの仕組みや日常生活の中に入権尊重の文化を創りあげることが大切です。

現在、時代の変化のなかで、行政の役割が変わってきており、行政が市民をリ

ードしていくばかりではなく、市民の活力を活かす視点から新しい役割分担を確立し、市民とのパートナーシップを構築することが求められています。人権にかかる施策においても、すべての人が情報や市民活動の成果などを活用することができる環境を整備するとともに、行政が市民による主体的取り組みとの有機的な連携を図ることによって、すなわち行政と市民との協働によって、地域社会全体の人権文化を豊かなものにしていくことが重要です。

また、人権にかかる施策は個別課題ごとに推進されてきましたが、横断的な取り組み・連携が十分ではなく、総合的な視点が不足し、効果的な対応がなされなかつた場合があります。今後は、高齢者、障がい者、子どもなど具体的な対象者・分野における施策を尊重するとともに、それにとらわれることなく、総合的な視点から生活の支援を考え、それぞれの施策の組み合わせによって、人権の取り組みが進展することが求められています。

一方、人びとにとって「生涯にわたって学び、自分自身の可能性を発見する」生涯学習等を通じて、地域社会のさまざまな課題を学び、自治・人権意識を高めながら、自らの生活・地域を充実・改善させることができます。そして一人ひとりが、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践することにより、豊かな人権文化の創造（注5）をめざすことが必要です。

このように、人権尊重のまちづくりを市政の基本理念の一つに掲げ、誰もが幸せに暮らせる地域社会を築くため、市民ニーズを的確に把握し、市民の自主性を尊重しつつ、施策を総合的に推進することにより、「思いやりとぬくもりのある河内長野」の実現をめざします。

第3章 人権施策の基本方向

人権尊重のまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが、市民的権利として人権についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発の場を保障し、市民の主体的な活動を促進することが重要です。そして、社会参加を通じて、自立・自己実現ができるよう支援するとともに、さまざまな人権問題に関する相談体制の充実が求められており、人権侵害を受けた場合などには、迅速に救済が行われることも必要です。

本市においても、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいて、さまざまな施策などが実施されていますが、人権教育・啓発にかかる施策や市民の自立・社会参加を支援・促進するための施策および人権擁護のための制度・施策を充実させることを基本にしながら、人権施策の基本理念の目的を達成するため、個別の施策などに共通するものとして、その基本的な視点を次の通りとします。

1. 基本的視点

- ①「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重することの大切さを理解することで、自己実現を図ることができるようすること。
- ②多様な文化や価値観を持った人びととふれあう中で、お互いが理解しあい、ともに暮らせる地域社会をめざすようにすること。
- ③人権意識の高揚を図るため、人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援すること。
- ④市、市民、事業者等が連携・協働を通じて、人権に関するさまざまな課題を共有し、人権意識の高揚に役立つようにすること。
- ⑤偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組むこと。
- ⑥さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援すること。
- ⑦人権にかかわる問題が生じた時に、主体的な判断により解決できるよう、相談体制の整備・情報の提供に努めること。
- ⑧人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けることができるようすること。

今後、人権施策の基本理念の実現に向けて取り組む際に、共通する基本的な視点として尊重し、さまざまな施策の実施などを通じて、その具体化に努めます。また、人権施策の効果的な推進に向けて、次の項目をその基本的な方向とします。

2. 施策の基本方向

(1) 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな機会をとらえて推進される必要があります。その中で、人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢を育むことが重要です。

① 幼児期及び学校教育における人権教育・啓発の推進

幼児期及び学校教育において、生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づかせ、思いやりの気持ちを育み、お互いを大切にする態度と人格の形成をめざす人権基礎教育・啓発に取り組むことは、その後の成長に応じた人権教育・啓発を実効的なものとするうえで、大きな役割を果たすと考えられます。

たとえば、幼児期においては一人ひとりの個性を認め合い、心豊かに育つための人格形成を基本にした養育が必要であり、児童期においては、感性をより豊かに育むとともに、行動のあり方や態度の育成についても力点を置く必要があります。このように発達段階を考慮し、興味や関心を引き出す体系的・実践的な人権教育・啓発を進めます。

学校教育においても、一人ひとりを学びの主体者として捉えることが重要であり、生涯学習の基礎となる力を育むとともに、それぞれの個性を認め合い、自分と他者の両方ともを尊重する意識を育てることが求められています。すなわち自尊感情（注6）を高め、自己実現が図れるようになります。各学校においては発達段階に応じて、さまざまな人権教育・啓発の推進を図ります。また、家庭や地域の果たす役割も大きく、家庭や地域との連携を深め、一体となって人権教育・啓発を進めます。

② 生涯学習としての人権教育・啓発の推進

人権意識を日常の市民生活に浸透させることが必要で、一人ひとりが生活中で人権についての深い理解と、人権を尊重する態度とそれを行動に結びつけることが重要です。このため、生涯学習の視点に立って、市民との連携・協働により、さまざまな場における人権についての学習機会の充実に努めるとともに、従来の知識習得型学習とともに参加型学習も取り入れるなど、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような、人権教育・啓発に関する機会の提供、学習資料の充実に努めていきます。

③ 市職員に対する人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現に深くかかわる立場にある市職員については、

常に人権尊重の視点をもって、職務の遂行に臨むことが重要です。そのため、すべての職員が自己の人権意識を高めるとともに、職務が市民の人権を守ることに関わり深いという認識を一層高めるため、人権研修の充実を図ります。

(2) 指導者の養成

市民が日頃から、普段のできごとを人権という視点で見直し、地域のさまざまな課題について、自主的・自発的に考え、その解決に取り組むことが重要であり、それを地域全体で支えていくことが大切です。このため、市民の身近なところで人権教育・啓発に取り組む指導者の役割が不可欠で、ボランティア団体などとの連携を深め、人権問題に携わるリーダーなどの養成に取り組みます。

また、団体などにおける指導者の養成に向けた自主的・主体的な取り組みを支援します。

(3) 市民や企業等の主体的な活動の支援

多様な文化や価値観を大切にしあう豊かな人権文化を創造するためには、市民の自主的・主体的な取り組みを通じて、地域においてさまざまな人びとがふれあい、交流することにより、相互理解を促進することが重要です。また、さまざまな課題をかかえた人びとを地域社会で支えることが必要であり、社会参加などを通じて自らのエンパワーメント（注7）を發揮し、自己実現を図ることが求められています。

すなわち、自治・人権意識を高めながら地域コミュニティを形成することが重要であり、このため、生涯学習の場の確保や整備を図るなど、市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を支援していきます。

また、市内においては河内長野市人権協会などの市民団体が、地域に根ざした人権活動や人権教育・啓発を展開することなどを通じ、人権意識豊かな人づくりにおいて中心的な役割を担っています。それとともに企業においては、河内長野市企業人権協議会などと連携し、社員に対する人権教育・啓発を充実させるなど、人権意識の向上に努めています。

このように、団体などが実施する人権教育・啓発が果たす役割は大きく、その内容を充実させるとともに、効果的な実施を図ることなどにより、さらなる発展をめざすことが望まれており、そのための支援・連携の強化に努めます。

(4) 情報の収集・提供機能の充実

人権教育・啓発は、学校・行政のみならず地域、家庭、企業、N P O（注8）などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会を通じて実施されることにより、より効果を高めるものです。そのためには、現状の的確な把握は欠くことができないことであり、あらゆる機会を通じて市民意識など情報の収集・分析に努めるとともに、各実施主体に対して、必要に

応じて人権教育・啓発についての知識、手法や講師、教材、あるいは活動事例などの情報が適切に提供されることが重要です。そして情報技術の発展に伴い、さまざまな情報伝達手段を活用することなどによって、人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

また、市民が人権侵害にかかわる問題に直面したときに、解決のための手だてを探し出し、助言や支援などを受けながら主体的に判断して解決していくことができるよう、各種の相談機関や公的支援制度、さらにはN P Oなどが行っている活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供します。

(5) 相談体制の整備とネットワークの構築

人権侵害にかかわる問題が生じた場合には、問題解決・救済につながる相談窓口が重要です。

現在、公的相談機関によるネットワーク化が図られており、人権救済システムが構築されつつあります。今後はそのネットワークの活用により、専門機関並びに相談機関相互の連携を強化し、問題解決・救済につながる相談体制の整備に努めるとともに、多様な相談内容に柔軟かつ迅速に対応できるよう、市における個別の相談事業相互間の連携を図ります。

また、人権にかかわる相談には、複数の要因が複雑に絡み合っている場合も少なくないことから、相談窓口では、これらの要因を解きほぐして整理し、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるようにするため、きめ細やかな対応が求められます。そのため、河内長野市人権協会をはじめとする関係機関の協力を得て、人権にかかわる相談機能の充実や、具体的な事例研修を通じた相談員などの資質の向上を図ります。

第4章 取り組み課題

各種人権施策の推進にもかかわらず、人権にかかるさまざまな問題があり、取り組むべき課題は、次のとおりです。

(1) 女性の人権問題

法律や制度の整備が進められ、女性の人権尊重を基本に社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の確保を図るため、さまざまな取り組みが行なわれていますが、社会通念や慣習・伝統などにおいて、性別による固定的な役割分担などが根強く残っており、職場・学校・家庭・地域などさまざまな場において、男女の地位が平等になつていないと感じている人が多いという現状があります。

また、社会経済情勢の急速な変化に伴い女性を取り巻く環境の変化、セクシュアル・ハラスメント（注9）、ストーカー行為（注10）、ドメスティック・バイオレンス（注11）など新たな課題に対する取り組みも必要となっています。

このような状況に対応するため、職場・学校・家庭・地域など社会のあらゆる分野において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる、男女共同参画社会の実現をめざした「河内長野市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念に整合した施策を推進する必要があります。

すなわち、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、施策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、生涯にわたる男女の尊厳と健康への配慮、国際社会における取り組みへの考慮、男女共同参画社会実現のための教育、学習への配慮を基本理念とし、市、市民、事業者が連携して、総合的・計画的に取り組みを進めていくことが必要です。

(2) 子どもの人権問題

子どもは、一人の人間として尊重されるべきであり、「児童の権利に関する条約」においても、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」など子どもの権利を守ることが定められています。すなわち権利の主体として、子どもの人権や自由を尊重することが重要であり、「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが生命や自分を大切にする気持ちを育み、健全な成長が保障される環境を整えるための取り組みを推進することが必要です。また、学校における教育をはじめ、地域・家庭での教育力の向上や子育て支援についてもさらなる充実を図り、子どもの権利擁護に努める必要があります。

近年、いじめ問題をはじめ、保護者などによる児童虐待、犯罪被害などが深刻な社会問題となっていますが、学校・地域をはじめ社会全体が一体とな

って、子育て支援のためのネットワークを形成し、地域ぐるみで児童虐待などの早期発見・対応に向けた取り組みを推進することが求められています。

そして、人権教育の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、「河内長野市人権教育基本方針」に基づき、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関などと役割を分担しつつ、総合的に推進することが必要です。

(3) 高齢者の人権問題

わが国においては、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、団塊の世代がすべて後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は3,677万人、高齢化率が30.0%となることが予測されています。本市においても保健・医療・福祉の連携を図り、「河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に整合した施策を総合的かつ一体的に推進する必要があります。

すなわち、高齢者をすべて同様に捉えることなく、変わりつつある「高齢者像」を見据え、自主性の尊重を基本に、健康の保持・増進を目指に行動力ある高齢者が、生きがいを持って豊かな生活を送ることができるよう、在宅福祉、地域福祉を確立していく必要があります。

また、高齢化の進展に伴って、寝たきりや認知症など要介護状態になる人も増加し、介護の長期化・重度化が進む中、高齢者に対するさまざまな虐待問題も含め、地域の中で尊厳をもって、安全・安心に暮らせる社会システムづくりが求められています。

(4) 障がい者の人権問題

障がいの有無にかかわらず、すべての人びとが平等に社会の構成員として生活を営むことを可能にする「ノーマライゼーション（注12）の理念」と、障がい者が人間としての尊厳を回復し生きがいを持って社会参加ができるようにする「リハビリテーション（注13）の理念」を基本とし、障がい者の「完全参加と平等」の実現をめざして、障がい者が住みなれた地域の中で、主体的に生活できることが求められています。しかし、障がいや障がい者に対する理解や認識不足から就労問題をはじめ、社会福祉施設を建設する際などに、いわゆる施設コンフリクト（注14）が発生するなど、社会生活を送る上で厳しい環境に置かれている状況があります。

そのため、「河内長野市障がい者長期計画」に基づいた施策を推進するとともに、啓発活動をさらに進め、地域住民との交流を図ることなどにより、「ノーマライゼーションの理念」などを一層定着させることが重要です。すなわち生活支援などを行うとともに、すべての人が暮らしやすいまちづくり、ものづくり、「ユニバーサルデザイン」（注15）による環境づくりが求められており、障がい者差別の解消と合理的配慮の提供を進めることなど、意識的な障壁も含め、社会におけるさまざまな障壁を取り除くことが必要です。

(5) 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、基本的人権にかかわる重要な課題です。

その解決については行政責任であるとともに、国民的課題でもあり、さまざまな取り組みにより、環境の改善や住民の生活向上など、差別の実態は大幅に改善されてきました。しかし、進学率の格差、不安定就労など諸問題が存在しており、また結婚・就職時における身元調査をはじめ、転居や土地購入などの際に同和地区を避けるなど、住民意識の中で差別意識の解消が十分に進んでいない実態もあり、依然として部落差別（同和問題）が解決したとはいえない状況にあります。

今後は、部落差別（同和問題）解決のため一層人権教育を進めていくとともに、「河内長野市同和行政基本方針」の趣旨を継承し、同和地区が抱える諸問題の解決に向けて、自らの課題であるという認識に立ち、取り組んでいく必要があります。

(6) 外国人の人権問題

外国人に対する就労・入居差別や在日韓国・朝鮮人に対する民族差別など、さまざまな排外的な状況が見受けられますが、さらなる国際化の進展、すなわち国際化の地域レベルでの広がりが進む中、異なったことばや習慣及び文化を持つ人びと同士として、互いの価値観を認めあい人権を尊重していくことが大切です。

近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが問題となっています。このような言動は、人びとに不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることから、決してあってはならないものです。

今後もさまざまな取り組みの推進を通じて、それぞれの多様性を認めあい、地域社会の中で日本人と外国人とがお互いを理解し、お互いを人間として尊重しながら、共生していくことが求められています。

(7) 感染症患者などの人権問題

HIV（注16）やハンセン病（注17）などの感染症などについては、その疾患に関して正しい知識と理解が、十分に進んでいないために、療養所への隔離政策がとられたハンセン病回復者が故郷に戻れない状況があるなど感染症患者・回復者やその家族などへの偏見や差別など、さまざまな人権問題が生じています。

また、令和2（2020）年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染症患者や医療・介護従事者、その家族などに対する不当な偏見や差別などの人権問題が生じています。さらに、感染症のまん延期間の長期化により、社会的弱者などへの人権侵害事象が顕在化しています。同じ過ちを繰り返さないためにも、今後も正しい知識の普及や理解の促進により、これらの状況

を取り除いていくための取り組みを行う必要があります。

(8) 犯罪被害者などの人権問題

犯罪被害者やその家族に対しては、犯罪行為による直接的な被害のみならず、その後に精神的・経済的負担を強いられ、プライバシー侵害を受けるなど人権問題が生じており、人権が保護された社会の実現が必要です。

(9) 情報社会の人権問題

近年における情報化の進展は、利便性をもたらす一方、インターネット上で特定個人に対する誹謗・中傷など、プライバシーにかかる人権侵害を生じさせており、プロバイダ（注18）や利用者の責務の自覚や法規制の遵守が求められています。

また、情報の果たす役割はますます高まっており、さまざまな分野において情報が大量かつ広範に保有・利用されています。なかでも個人情報は、個人を尊重するという理念のもと、プライバシー保護の観点から、自己に関する情報を自ら実効的にコントロールできることにも配慮しつつ、「河内長野市個人情報保護条例」に照らして、新たに導入されたマイナンバーも含め、慎重に取り扱われることが必要です。

さらに、個人情報は、本市のみならず、さまざまな民間事業者によって広く取り扱われており、個人情報の保護の実効性を確保するための啓発に努める必要があります。

(10) 北朝鮮当局による拉致問題

1970年代から1980年代にかけての北朝鮮当局による拉致問題について、現在、日本政府は17名の日本人を拉致被害者として認定しております。このことは、わが国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。国は、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることなどの地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を自分自身の問題として考え、行動することが、政府を後押しし、それが問題解決に向けた力になることから、拉致問題等についての正しい知識の普及と关心と認識を深めるための取り組みを推進していくことが必要です。

(11) 性的マイノリティの人権問題

「身体の性」、「性自認」、「性的指向」の3つの性を構成する要素の組み合せによって、さまざまな性のあり方が存在します。「男」「女」だけでは表せない一人ひとり違った性のあり方があるなかで、「レズビアン」や「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の

人々は「性的マイノリティ（少数派）」と呼ばれています。性的マイノリティの総称として L G B T（注19）と表されることもありますが、L G B T以外にも性的指向や性自認が明確でない人、揺れ動く人、持たない人などもいます。性のあり方は人それぞれです。

しかし、社会ではそのことが十分認識されておらず、性的マイノリティの人たちは、医療機関や、学校、職場など、日常生活のさまざまなシーンで偏見や差別、いじめなどに苦しんでいます。また、本人の了解を得ずに、公にしていない性的指向などを他人に暴露するアウティングなども問題となっており、学校・地域・家庭・職場などの啓発活動を進め、性の多様性への理解を深める取り組みが必要です。

(12) さまざまな人権問題

この他にも、アイヌの人びとや野宿生活者などに対する偏見や差別、成年後見制度（注20）による保護やニート（注21）に対する支援および非識字者への学習機会の提供など人権に関わる問題が存在しており、個々の人権問題に対する理解を深めることが大切です。また、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識も根強く、社会復帰するためには、家庭・地域社会や職場などの理解と協力が不可欠です。

さらに、多様化する現代社会においては、うつ病や統合失調症などのこころの病や、災害に伴う人権問題、職場・雇用をめぐるハラスメントなども問題となっています。

このように、人権問題は複合的に絡み合う場合もあることから、さまざまな人権問題や今後生じる新たな人権問題について、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携した取り組みを行う必要があります。

第5章 推進にあたって

1. 庁内の推進体制

(1) 総合調整機能の拡充

本市における人権施策をさらに充実していくため、この人権施策基本方針に基づき、「河内長野市人権施策推進本部」、同幹事会および同人権主担者会において、これまで以上に、関係部局間の有機的な連携と調整に取り組んでいきます。そして、施策推進にあたっては現状の把握や市民の意見の収集にも努めながら、より実効性のある事業を総合的に展開するとともに、事業を外部に委託などする際にも、人権、福祉の基準を設けるなど、あらゆる施策に人権の視点を取り入れます。また、施策の実施状況の適切な進行管理を図り、効果的な施策の推進に努め、社会情勢や価値観などの変化に対し的確に対応していくため、必要に応じて人権施策基本方針の内容を見直します。

(2) 職員の人権研修の推進

職員は人権施策を推進するため、人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身につけることが必要です。また、人権に関する取り組みは人権担当部局だけではなく、すべての部局で取り組む必要があり、現在の業務を人権の視点に立って見直すという、積極的な姿勢を育む必要があります。

このため職員に対しては、職員研修計画の一環として、体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修の充実に努めます。

2. 国、大阪府、関係機関・団体等との連携

人権施策を効果的に推進するには、国、大阪府や他市町村等関係機関・団体との連携強化が不可欠であり、人権課題や共通問題に適切に対応するとともに、人権施策に関する情報の交換や共有化を図るなど協力・連携を進めます。

3. 市民等との連携

地方分権・市民参画型社会へと時代の変革が進む中、市、市民、事業者などによる協働のまちづくりが求められており、地域の課題を共有し、人権のまちづくりに向けて、それぞれの果たすべき役割を自覚し、新たな役割分担によるパートナーシップの構築が求められています。

今後、複雑・多様化する人権課題を解決するためには、何の障がいもなく幸福が追求できる人権のまちづくりをめざして、市と市民等との橋渡し的な役割を担うなど自主・自立性を持って、人権を市民運動的に幅広く積極的に取り組んでいる河内長野市人権協会などとの連携をさらに深め、市民等との

協働により人権施策の基本理念である「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざし、市民の誰もが自らの選択により自立し、安心して暮らすことのできる人権のまちづくりへの取り組みを進めます。

用語解説

注 1 世界人権宣言 (P 1)

1948 年の国連総会において、世界のすべての人とすべての国が人権を守っていくための共通の目標として、採択されたもの。基本的人権尊重の原則を定めたもので、世界各国の憲法や法律に取り入れられており、強い影響を及ぼしている。

注 2 国際人権規約 (P 2)

1966 年の国連総会において、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせることを目的として採択されたもので、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的な基準となっている。

注 3 人権教育のための国連 10 年 (P 2)

1994 年の国連総会において、1995 年から 2004 年を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、各国において、人権に関する教育啓発活動が積極的に取り組まれるよう要請をしたもの。

注 4 人権教育 (P 2)

人権教育とは、知識と技術の伝達と態度の形成を通じて、人権文化を世界中に築くための研修や普及・広報努力であり、あらゆる発達段階・社会層の人びとが他の人の尊厳について学び、その尊厳を社会で確立するため生涯にわたりその方法と手段を学ぶことであり、その普及を推進していくことが求められている。

注 5 人権文化の創造 (P 6)

すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、また、そのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備すること。

注 6 自尊感情 (P 8)

自分について肯定的に感じる気持ちのことであり、人とのつながりにおいて、自分と他者の両方とも尊重する自他尊重の感情のことという。

注 7 エンパワーメント (P 9)

個々人が本来持っている能力、自己決定力などを引き出し發揮すること。問題解決の方法として、学習を進めることによって、自己の中にある潜在力を引き出し活かすこと。

注 8 NPO (P 9)

Non Profit Organization の略。行政、企業とは別に社会的な活動をする非営利の民

間組織のことで、利益配分を行わない団体である。法人格を持つ組織（公益法人、特定非営利活動法人等）と法人格を持たないボランティアグループなどの任意団体がある。

注 9 セクシュアル・ハラスメント (P 1 1)

職場、学校、地域などの社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることにより相手の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

注 1 0 ストーカー行為 (P 1 1)

相手の意思を無視し、相手を追いかけ恋愛感情等を求め、相手に迷惑、攻撃、被害を与える行為。

注 1 1 ドメスティック・バイオレンス (D V) (P 1 1)

夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性などに対して振るわれる暴力をいう。身体的暴力のほか、精神的、社会的、性的、経済的、子どもを巻き込んだ暴力などさまざまな形で存在している。

注 1 2 ノーマライゼーション (P 1 2)

障がい者を取り巻く環境を変えることにより、地域の中で自分らしく、生活を送ることができるようにするという考え方。

注 1 3 リハビリテーション (P 1 2)

単なる身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するために、身体的・精神的・社会的・職業的に可能な限り回復をはかる過程で行われる援助活動。

注 1 4 施設コンフリクト (P 1 2)

障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際し、その設置をめぐり地域住民との間に生じる摩擦のこと。

注 1 5 ユニバーサルデザイン (P 1 2)

障がい、年齢、性別など人が持つそれぞれの違いを越えて、あらゆる人が利用できるように環境や製品等をデザインすること。

注 1 6 H I V (P 1 3)

Human Immunodeficiency Virus の略。ヒト免疫不全ウイルスのことで、H I Vへの感染によっておこる病気をエイズ（後天性免疫不全症候群）という。感染力は弱く、性行為や血液感染などがH I Vの感染経路である。

注 1 7 ハンセン病 (P 1 3)

らい菌による感染症で主に末梢神経と皮膚がおかされるが、感染力が非常に弱く、感染しても発症することがまれな病気である。今日では治療法が確立されており、患者の強制隔離を義務づけた「らい予防法」は 1996 年に廃止された。

注 1 8 プロバイダ (P 1 4)

世界規模のコンピューターネットワークとの接続サービスを提供している事業者のこと。

注 1 9 L G B T (P 1 5)

性的少数者。同性愛や両性愛など性的指向において少数派である人びとや性別に違和感を覚える人びと、性同一性障害などの人びとのことをいい、一人ひとりの人格を認め合い理解をすることが求められています。

代表的な、レズビアン (lesbian、女性同性愛者) 、ゲイ (gay、男性同性愛者) 、バイセクシュアル (bisexual、両性愛者) 、トランスジェンダー (transgender、生まれたときに割り当てられた性に苦痛や違和感を覚える、又はその性にとらわれない性のあり方を持つ人) の頭文字をとって、LGBTと総称されることもあります。

注 2 0 成年後見制度 (P 1 5)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を、日常生活において法律的に保護・支援する制度。

注 2 1 ニート (P 1 5)

Not in Employment Education or Training の略。就労、進学をしておらず、また職業訓練を受けていない若者のこと。